（様式１－６）

富山県道路除排雪共同企業体協定書

（目　的）

**第１条**　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　富山県　発注に係る　道路除排雪業務　の委託事業

　　　　二　前号に付帯する事業

（名　称）

**第２条**　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

**第３条**　企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の期間及び解散の時期）

**第４条**　企業体は、令和７年　　月　　日に成立し、道路除排雪委託業務契約の履行期間中は解散することができない。

２　　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

**第５条**　企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　住所　　　　　　　　　　　　名称

　　　　住所　　　　　　　　　　　　名称

（代表者の名称）

**第６条**　企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

**第７条**　企業体の代表者は、道路除排雪委託業務事業の実施に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

**第８条**　企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設置し、企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、道路除排雪委託業務事業の実施にあたるものとする。

（構成員の責任）

**第９条**　各構成員は、道路除排雪委託業務契約の履行に伴い企業体が負担する路線の道路除排雪業務に関し、連帯して責任を負うものとする。

（共同企業体作業計画書）

**第10条**　企業体は、構成員が共同連帯し、円滑かつ安定的に道路除排雪委託業務事業を遂行するため必要な事項を記した共同企業体作業計画書を作成するものとする。

（貸与車両の共同運行）

**第11条**　企業体の構成員が県から貸与された車両を次の各号に掲げるところにより共同運行する場合、関係する構成員は代表者及び発注者等と必要な事項を調整し、円滑かつ安定的に共同運行しなければならない。

　　　一　作業日により構成員が交代し、同一の構成員の運転手と助手により運行する共同運行

　　　二　それぞれ別の構成員の運転手と助手により運行する共同運行

三　その他複数の構成員により運行する共同運行

（取引金融機関）

**第12条**　企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　（口座番号：　　　　　　　）とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（必要経費の負担）

**第13条**　構成員は、その分担する路線の道路除排雪業務のための経費を負担するものとする。

（共通費用の分担）

**第14条**　委託契約の履行のための共通の経費等については、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

**第15条**　構成員が道路除排雪事業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを分担するものとする。

２　　　構成員が他の構成員に損害を与えた場合については、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　　　前２項に規定する責任について、構成員が損害を負担し難いとき又はその責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定するところに従うものとする。ただし、いかなる意味においても第９条に規定する構成員の責任を免れるものと解してはならない。

（権利義務の譲渡の制限）

**第16条**　この協定に基づく権利及び義務は、他人に譲渡することはできない。

（委託期間途中における構成員の脱退）

**第17条**　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が解散する日までは脱退することができない。

２　　　構成員のうち委託業務期間中において前項の規定により脱会した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を履行する。

（委託期間途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

**第18条**　構成員のうちいずれかが委託期間途中において、破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担する路線の道路除排雪事業を行うものとする。

（代表者の変更）

**第19条**　代表者が脱退した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

**第20条**　企業体が解散したあとにおいても、当該道路除排雪委託業務事業につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

**第21条**　この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他X社は上のとおり　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書x＋１通を作成し、各通に構成員全員の記名捺印したうえ各自所持し、１通を県に提出するものとする。

令和７年　　月　　日

　　　　代表者

　　　　構成員

　　　　構成員